平成26年度 京丹波町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成 25 年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成 24 年度の人件費率
平成 25 年度	人	千円	千円	千円	%	%
	15,807	12, 292, 664	56, 606	1,715,690	13. 96	14. 24

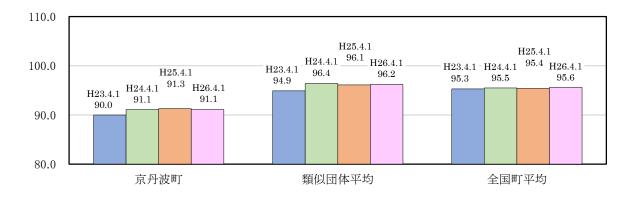
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

	職員数	糸	<u> 1</u>	声	典	一人当たり
区 分	戚 貝 数 A	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給 与 費 B/A
平成 25 年度	人 201	千円 725, 619	千円 156, 485	千円 250, 723	千円 1, 132, 827	千円 5,636

(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円 5,528

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数 (構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 - 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の 支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

京都府及び近隣市町の状況により判断する。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

国基準の支給割合

0 %

京丹波町の支給割合

0% (支給なし)

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、見直しを実施(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

減	額 措	置の	内	容
手 当	管	管理職手	当:1	0%減額

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
京丹波町	41.3 歳	296,600 円	387, 100 円	312,062 円
京 都 府	44.3 歳	335, 952 円	428, 204 円	385, 291 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408, 472 円
類似団体	42.1 歳	312,585 円	359, 363 円	334, 336 円

② 技能労務職

			公 務	員		Þ	7	間	参考
区分	平均年齢歳	職員数	平 均 給料月額 円	平 均 給与月額 (A) 円	平 均 給与月額 (国比較ベース) 円	対応する 民間の 類似職種	平均年齢歳	平 均 給与月額 (B) 円	A/B
京丹波町	52.3	3	288,100	316,600	310,600				
うち学校給食員	53.10	2	280,900	305,150	303,150	調理師	37.6	254,300	1.20
うち用務員	49.3	1	302,500	334,400	325,500	用務員	54.3	199,300	1.68
京都府	54.0	285	360,702	413,695	395,484				
玉	50.1	3,119	287,992	_	326,611				
類似団体	48.8	12	298,017	321,948	309,258				

区分		参 考 年収ベース(試算値)の比較					
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D				
京丹波町	_	_	_				
うち学校給食員	4, 765, 541	3, 388, 400	1. 41				
うち用務員	5, 239, 823	2, 747, 000	1.91				

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。 (平成23年~平成25年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に 一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、 公務員おいては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加え た試算値である。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額		
京丹波町	38.7 歳	279,050 円	296,604 円		
京 都 府	41.8 歳	353, 272 円	408,048 円		
類似団体	43.4 歳	315, 446 円	330, 155 円		

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務 手当等を除いたもの)で算出している。

(2)職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区	分	京丹波町	京都府	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	179,700 円	172, 200 円
一	高 校 卒	140,100 円	145, 400 円	140, 100 円
技能労務職	高 校 卒	140,100 円	— 円	— 円
1又胚力 / 粉椒	中学卒	— 円	— 円	— 円
数	大学卒	172,200 円	200,600 円	— 円
教 育 職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

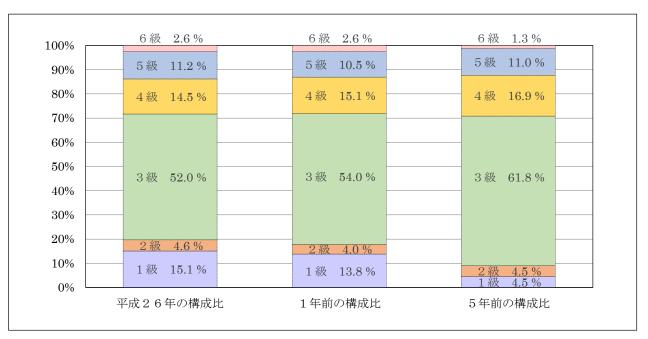
区	分	経験年数 10 年	Ē	経験年数 20	年	経験年数 25	年	経験年数 30	年
一般行政職	大学卒	263, 700 F	H	325, 600	円	369, 200	円	381, 500	円
一	高 校 卒	204, 800 F	円	296, 100	円	337, 900	円	363, 900	円
技能労務職	高 校 卒	— F	円	_	円	288, 100	円	_	円
1又形力 伤帆	中学卒	— F	円		円		円		円
数	大学卒	— F	円	_	円	_	円	_	円
教 育 職	高 校 卒	— F	Э		円		円		円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標 準 的 な 職 務 内 容	職員数(人)	構成比 (%)	1号給の 給料月額 (円)	最高号給の 給料月額 (円)
1 級	(1)主事補、主事、技師補又は技師の職務(2)保育士、保健師、栄養士又は教諭の職務(3)定期的な業務を行う職務	23	15. 1	137, 600	244, 900
2 級	(1) 主事又は技師の職務(2) 保育士、保健師、栄養士又は教諭の職務(3)相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	7	4. 6	187, 700	308, 000
3 級	(1)主査の職務(2)保育士、保健師、栄養士又は教諭の職務(3)特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務(4)係長の職務(5)主任の職務(6)(4)及び(5)の職務に相当し、又はこれらに準じる職務	79	52. 0	224, 600	354, 700
4 級	(1) 主幹、支所長補佐、課長補佐、室長、議会事務局長補佐の職務 (2) 学校教育課長、社会教育課長、学校給食セルー所長の職務 (3) 事務長補佐、保健師長、保育所長補佐、幼稚園教頭の職務 (4) (1)から(3)までの職務に相当し、又はこれらに準じる職務	22	14.5	263, 500	388, 300
5 級	(1)会計管理者、支所長、課長、議会事務局長の職務 (2)教育次長、事務長、保育所長、幼稚園長の職務 (3)(1)及び(2)の職務に相当し、又はこれらに準じる職務	17	11. 2	290, 700	400, 600
6 級	(1) 総括課長、参事の職務 (2)(1)の職務に相当し、又はこれらに準じる職務	4	2. 6	322, 100	422, 600

- (注) 1 京丹波町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職務遂行能力・勤務実績等について評価を行い、評価の結果に基づき昇給を実施している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

京 丹 波 町	京 都 府	国
1人当たり平均支給額(平成25年度)	1人当たり平均支給額(平成25年度)	
1,208 千円	1,599 千円	_
(平成 25 年度支給割合)	(平成 25 年度支給割合)	(平成 25 年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当勤勉手当
2.60 月分 1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分
(1.45) 月分 (0.65) 月分	(1.45) 月分 (0.65) 月分	(1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職 加 算 5%~20% ・管理職加算 10%、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10~25%

⁽注)() 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

基準目前6か月以内の期間における職員の勤務実績に応じ、支給している。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

京	丹 波	町		国	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	21.62 月分	分 27.025月分	勤続 20 年	21.62月分	27.025月分
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分	勤続 25 年	30.82月分	36.57 月分
勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分	勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~20%加算)			その他の加算措置	定年前早期退耶 (割増率2~4	
(退職時特別昇給	ts	:L)			
一人当たり 平均支給額	8,308 千円	20,647 千円			

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成 25 年度	決算)		_	千円		
支給職員1人当たり平均	均支給年額(_	円		
支給対象地域	支給率		支給対象職員	員数	国の制度(支給率)
_		%	— 人		_	%
地域手当補正後ラスパン (ラスパイレス指数)		_ _				

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を 比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4)特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成 25	年度決算)		32, 0	17 千円			
支給職員1人当たり) 平均支給年額(平成 25 年度決算)	667, 021 円					
職員全体に占める	手当支給職員の割合(平成 25 年度)		17.	. 1 %			
手当の種類(手当数	汝)			4 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 25 年度決算)	左記職員に対する 支給単価			
防疫作業手当	防疫作業に従事する職員	防疫作業	0 千円	従事した1日につき 1,000円以内			
放射線取扱手当	病院・診療所・歯科に勤務する 医師及び放射線技師	レントケン撮影業務	1,200 千円	町長が定める額			
医師等研修手当	病院・診療所・歯科に勤務する 医師及び薬剤師・理学療法士	医療技術業務	28,752 千円	町長が定める額			
危険手当	病院及び診療所に勤務する看護師	看護業務	2,065 千円	月額 5,000 円			

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成 25 年度決算)	85, 285	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	304	千円
支給実績(平成24年度決算)	60, 486	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成 24 年度決算)	271	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日 現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算) (千円)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算) (円)
	・配偶者 13,000円				
	・配偶者以外 1 人につき 6,500 円				
扶 養 手 当	(配偶者がない場合、扶養親族1人を11,000円)	同		32, 575	232, 678
	・加算額 特定期間 [※] 1 人につき 5,000 円				
	※特定期間:満15歳に達する日以後の最初の 4月1日から満22歳に達する日以後の最初の 3月31日まで				
	借家で、月額 12,000 円以上の家賃を				
住居手当	支払っている職員(限度 27,000円)	同		10, 601	302, 885
	・交通機関利用者 運賃相当額				
	・自動車等利用者				
	片道 2km 以上 5 km未満 2,000円				
	片道 5km 以上 10 km未満 4,200円				
	片道 10km 以上 15 km未満 7, 100 円				
	片道 15km 以上 20 km未満 10,000 円				
	片道 20km 以上 25 km未満 12,900 円				
通勤手当	片道 25km 以上 30 km未満 15,800 円	同		24, 412	96, 873
	片道 30km 以上 35 km未満 18,700 円				
	片道 35km 以上 40 km未満 21,600 円				
	片道 40km 以上 45 km未満 24, 400 円				
	片道 45km 以上 50 km未満 26,200 円				
	片道 50km 以上 55 km未満 28,000 円				
	片道 55km 以上 60 km未満 29,800 円				
	片道 60km 以上 31,600 円				
管理職手当	給料月額の 15/100 以内	異	給料月額の 25/100 以内	12, 362	412, 066
休日勤務手当	1 時間当たりの支給額×135/100	同		11, 747	81, 576

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

	区	分	Ì			給	料		月		額		等	
									(参考)	類化	団体に	おける	最高/最低	凝額
給	町		長	(675, 00 750, 00	円 円)		840, 00	0	円	/	543, 200	円
料	副	町	長	(558, 00 620, 00	円 円)		670, 00	0	円	/	486, 000	円
	議		長	(300, 00	円 円)		340, 00	0	円	/	270,000	円
報 酬	副	議	長	(230, 00 230, 00	円 円)		280, 00	0	円	/	200,000	円
	議		員	(210, 00 210, 00	円 円)		260, 00	0	円	/	190,000	円
期	町副	町	長長	(平成 25	年度支 2.9	を給割合	月分	(平)	成 18 年度	から	10%減	額してえ	支給)	
期末手当	議副議	議	長長員	(平成 25	年度支 2.9	E 給割合	月分							
張				(算定方式						((1期の	手当額)	(支給時	
退職手当	町 副	町	長 長	給料月額 給料月額							1, 431 703	万円 万円		満了時 満了時
	備		考											

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた 場合における退職手当の見込額である。

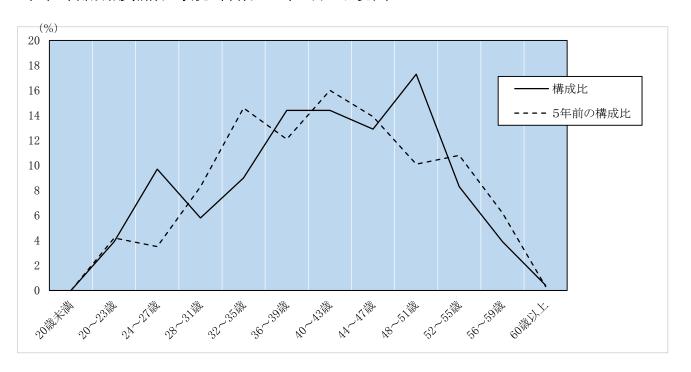
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

	部 門		分	職	数数	対前年	主な増減理由
部				平成 25 年	平成 26 年	増減数	土は相例任田
		議	会	3	3	0	
普	_	総	務	54	55	1	担当人員の見直し
音	般	税	務	12	11	▲ 1	担当人員の見直し
通	行	農林	水産	15	14	▲ 1	課の新設
		商	工	3	4	1	課の新設
会	政	土	木	17	16	▲ 1	欠員不補充
計	部	民	生	51	49	▲ 2	欠員不補充
н,	門	衛	生	19	19	0	
部		言	ŀ	174	171	▲ 3	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 115 人 (類似団体の人口 1 万人当たり職員数 72.06 人)
門	教	育 部	門	28	27	1	欠員不補充
		小 訁	ŀ	202	198	▲ 4	〈参考〉人口1万人当たり職員数 142人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 88.42人)
	病		院	49	50	1	業務増
会资	水		道	8	8	0	
会計部門	下	水	道	5	4	▲ 1	欠員不補充
菁 業	そ	の	他	18	19	1	担当人員の見直し
,		小 計	ŀ	80	81	1	
	合	計		282 [288]	279 [288]	▲ 3 [0]	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。
 - 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)



(単位:人)

区分	20 歳 未満	20 歳 ~ 23 歳	24 歳 ~ 27 歳	28 歳 ~ 31 歳	32 歳 ~ 35 歳	36 歳 ~ 39 歳	40 歳 ~ 43 歳	44 歳 ~ 47 歳	48 歳 ~ 51 歳	52 歳 ~ 55 歳	56 歳 ~ 59 歳	60 歳 以上	計
職員数	0	11	27	16	25	40	40	36	48	23	11	1	278

(3) 職員数の推移

(単位:人)

							(+12)
年 度 部門別	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	過去 5 年間 の増減数(率)
一般 行 政	177	174	174	173	174	171	▲ 6 (▲ 3.4)
教育	31	32	30	29	28	27	▲ 4(▲ 12.9)
普通会計 計	208	206	204	202	202	198	▲ 10 (▲ 4.8)
公営企業等会計 計	80	80	80	81	80	81	1 (1.3)
総 合 計	288	286	284	283	282	279	▲ 9(▲ 3.1)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。